

枠内に「特に重要な事項」を記載しておりますので、必ずご確認ください。

＜デマンドレスポンス契約（NACHARGE）＞

1 適用条件、ご契約の申込み、成立および契約期間について

- (1) デマンドレスポンス契約（NACHARGE）は、当社と基本契約要綱（特別高圧）、基本契約要綱（高圧）、基本契約要綱（東京エリア）または基本契約要綱（関西エリア）にもとづき電気需給契約を締結しているお客さまで、調整対象期間中^{※1}、調整力^{※2}の提供およびデマンドレスポンス契約要綱（NACHARGE）の対象となる契約に係る情報を当社のWeb会員サービスであるビジエニに継続登録することが可能であって、当社と協議が整った場合に適用いたします。
- ※1 調整対象期間とは、お客さまに調整力の提供を依頼する期間とし、原則として毎年4月1日から翌年の3月31日までといたします。なお、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日を除きます。
- ※2 調整力とは、お客さまの発電設備または蓄電池設備もしくは負荷設備の能力であって、発電設備または蓄電池設備の出力の増減もしくは負荷設備における電気の使用的の抑制を行なう能力をいいます。
- (2) 新たにデマンドレスポンス契約（NACHARGE）の適用をご希望される場合は、あらかじめデマンドレスポンス契約要綱（NACHARGE）を承諾のうえ、原則として当社所定の様式により、お申込みをしていただきます。
- (3) デマンドレスポンス契約（NACHARGE）は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (4) 契約期間は、デマンドレスポンス契約（NACHARGE）が成立した日から、調整対象期間の末日までといたします。
- (5) 契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、デマンドレスポンス契約（NACHARGE）の廃止、解約または変更について申入れを行なわない場合は、デマンドレスポンス契約（NACHARGE）は、契約期間満了後も同一条件で継続されるものといたします。

2 適用開始予定日について

お客さまがデマンドレスポンス契約（NACHARGE）にもとづく抑制等を実施することで割引を受け得る期間は、原則として、当社へお申し出いただいた日が属する月の翌月または翌々月の計量日から開始するものといたします。

3 電気料金の計算方法等について

デマンドレスポンス契約（NACHARGE）が附隨する電気需給契約によって電気料金として算定された金額から、割引適用月の前月の料金の算定対象期間においてお客さまに調整力の提供を依頼した日ごとに次の式により算定した金額の合計を割引いたします。

割引額 = 調整電力量割引単価 × 調整電力量

ただし、割引適用月における割引額は、附隨する電気需給契約の電気料金を上回らないものといたします。なお、割引適用月の前月において全く電気を使用しない場合、および割引適用月の前月の間に供給を休止、もしくは停止または契約が消滅する場合、割引額は発生しないものといたします。

＜調整電力量割引単価＞

(税込)

調整電力量割引単価（1キロワット時につき）

10円00銭

4 調整電力量の算定方法について

- (1) 当社は、附隨する電気需給契約と同一の計量器により計量された値を用いて、30分ごとに、資源エネルギー庁の「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」にもとづき算定される標準ベースライン（High 4 of 5〔当日調整あり〕）と使用電力量との差し引きにより算定した電力量をお客さまに調整力の提供を依頼した日ごとに合計し、調整電力量を算定いたします。
- (2) 計量器の故障等により、電力量を正しく計量できない場合は、その都度お客さまと当社で協議のうえ、調整電力量を決定するものといたします。
- (3) 当社は、お客さまと協議のうえ、必要に応じ、ベースラインの算定等に必要な計測装置その他通信に必要な回線等の設備をお客さま需要場所内に設置する場合があります。

5 損害賠償について

当社は、デマンドレスポンス契約要綱（NACHARGE）にもとづく抑制等を実施することまたは調整力の提供の依頼を取り下げることにより発生したお客さまの損害について、その賠償の責めを負いません。

6 その他

- (1) 当社は、非常変災等やむをえない理由によるときを除き、お客さまが調整力の提供の依頼に応じていただくことが困難であると当社が判断した場合、デマンドレスポンス契約（NACHARGE）の適用をお断りすることがあります。
- (2) 当社は、電磁的方法（お客さまに電子メールを送信する方法等をいいます。）その他当社が適切と認める方法により、お客さまの調整力の提供に関する依頼をいたします。
- (3) お客さまは、デマンドレスポンス契約要綱（NACHARGE）にもとづく調整力を、他のネガワットに関する取引等のために使用しないものとします。
- (4) 当社は、法令、ガイドラインもしくは託送供給等約款等の変更、電気の安定的な供給その他の事情により、デマンドレスポンス契約要綱（NACHARGE）を変更する場合があります。この場合、当社は、電磁的方法（お客さまに電子メールを送信する方法等をいいます。）その他当社が適切と認める方法により、変更の日および変更の内容をお客さまにお知らせいたします。この場合、変更後の要綱の内容のうち変更の内容以外については、お知らせを省略することができます。

＜ビジエネ月間調整割引契約＞

1 適用条件、ご契約の申込み、成立および契約期間について

- (1) ビジエネ月間調整割引契約は、当社と基本契約要綱（高圧）、基本契約要綱（東京エリア）、基本契約要綱（関西エリア）にもとづき電気需給契約を締結している原則として契約電力 500kW 未満の高圧供給のお客さままで、契約期間中、使用電力量の削減およびビジエネ月間調整割引契約の対象となる契約に係る情報を当社の Web 会員サービスであるビジエネに継続登録することが可能であって、当社と協議が整った場合に適用いたします。
- (2) 新たにビジエネ月間調整割引契約の適用をご希望される場合は、あらかじめビジエネ月間調整割引契約要綱を承諾のうえ、原則として当社所定の様式により、お申込みをしていただきます。
- (3) ビジエネ月間調整割引契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (4) 契約期間は、ビジエネ月間調整割引契約が成立した日から、契約成立日の属する年度の 3 月 31 日までといたします。
- (5) 契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、ビジエネ月間調整割引契約の廃止、解約または変更について申入れを行なわない場合は、ビジエネ月間調整割引契約は、契約期間満了後も同一条件で継続されるものといたします。

2 適用開始予定日について

お客さまがビジエネ月間調整割引契約にもとづき割引を受け得る期間は、原則として、当社へお申し出いただいた日が属する月の翌月または翌々月の計量日から開始するものといたします。

3 電気料金の計算方法等について

- (1) 当社は、毎年 8 月分、9 月分、翌年の 1 月分、2 月分および 3 月分の料金のうち、割引適用の対象とする料金（以下「割引適用対象料金」といいます。）を定めるものといたします。
- (2) 割引適用対象料金のうち、当社がお客さまに通知する適用開始日の属する月の翌月以降、支払義務が発生するものといたします。
- (3) 当社は、割引適用対象料金を定めた場合は、その計量期間等の始期の前日までに、電磁的方法（お客さまに電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等をいいます。）その他当社が適切と認める方法により、割引適用対象料金をお客さまにお知らせいたします。
- (4) ビジエネ月間調整割引契約が附隨する電気需給契約の料金として算定された金額から、次の式により算定したビジエネ月間調整割引額を割引いたします。
$$\text{ビジエネ月間調整割引額} = \text{割引対象電力量} \times \text{電力量割引単価}$$

(税込)

電力量割引単価（1 キロワット時につき）	5 円 00 銭
----------------------	----------

4 割引対象電力量の算定方法について

割引対象電力量は、割引適用月の使用電力量とその前年同月の使用電力量との比較により、次の式により算定いたします。ただし、割引対象電力量が 5 に定める最低割引対象電力量以上とならない場合、割引適用月においてまったく電気を使用しない場合、割引適用月の前年同月の使用電力量を当社において確認できない場合、および割引適用月の間に供給を休止、もしくは停止または契約が消滅する場合、割引対象電力量は零といたします。

割引対象電力量 = 割引適用月の前年同月の使用電力量 - 割引適用月の使用電力量

5 最低割引対象電力量の算出方法について

最低割引対象電力量の算出は、次の式により算定いたします。

最低割引対象電力量 = 割引適用月の前年同月の使用電力量 × 3 %

6 その他

当社は、法令、ガイドラインもしくは託送供給等約款等の変更、電気の安定的な供給その他の事情により、ビジエネ月間調整割引契約を変更または廃止する場合があります。この場合、当社は、電磁的方法その他当社が適切と認める方法により、変更または廃止の日および変更または廃止の内容をお客さまにお知らせいたします。変更の場合、変更後の要綱の内容のうち変更の内容以外については、お知らせを省略することができます。

デマンドレスポンス契約（NACHARGE）、ビジエネ月間調整割引契約の廃止、解約または変更をご希望される場合やご契約内容に関する各種お問い合わせは、下記までご連絡ください。

中部電力ミライズ株式会社

本店所在地：愛知県名古屋市東区東新町 1 番地

登録番号：A0270

お問い合わせ電話番号：0120-311-730（法人力士マーセンター）

（受付時間 9 時～17 時（土曜・日曜、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、祝日は除く）

当社ホームページ URL

Web 会員サービス「ビジエネ」

<https://miraiz.chuden.co.jp/>

<https://bizene.chuden.jp/>

（2026 年 4 月 1 日改訂）